

◎新潟県病院局告示第6号

地方自治法（平成22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年8月5日

新潟県病院事業管理者 山 崎 理

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県立吉田病院
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟市北区木崎761番地
医療法人愛広会
- 3 指定の期間
新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年新潟県条例第48号）の施行の日から建替え後の施設の供用開始日の属する年度の末日までの期間に10年間を加えた期間
- 4 指定年月日
令和4年8月2日